

報 告 事 項

令 和 2 年 9 月 定 例 会

令和2年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
30	令和元年度岡崎市決算に係る健全化判断比率について	1
31	令和元年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率について	5

令和2年報告第30号

令和元年度岡崎市決算に係る健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度岡崎市決算に係る健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年8月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度岡崎市決算に係る健全化判断比率を次のとおり報告する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.0 (25.0)	— (350.0)

(注) 括弧内の数値は、早期健全化基準である。

2 監第184号
令和2年8月24日

岡崎市長 内 田 康 宏 様

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	中 根	常 彦
同	太 田	俊 昭
同	加 藤	義 幸

健全化判断比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和元年度岡崎市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和元年度岡崎市健全化判断比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第4条第1項第8号の規定による審査

第2 審査の対象

令和元年度岡崎市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和2年7月22日から同年8月24日まで

第4 審査の着眼点

比率の算定基礎となった書類等が関係法令に準拠して作成され、その算定過程は適正か等を審査した。

第5 審査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について計数の照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、適正なものであると認められた。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.0 (25.0)	— (350.0)

(注) 括弧内の数値は、早期健全化基準である。

令和2年報告第31号

令和元年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年8月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率を次のとおり報告する。

会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
簡易水道事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定
阿知和地区工業団地造成事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第4号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

(注) 各会計における経営健全化基準は、20.0%である。

2 監第185号
令和 2 年 8 月 24 日

岡崎市長 内 田 康 宏 様

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	中 根	常 彦
同	太 田	俊 昭
同	加 藤	義 幸

公営企業の資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和元年度岡崎市公営企業資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第4条第1項第8号の規定による審査

第2 審査の対象

令和元年度岡崎市公営企業決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和2年7月22日から同年8月24日まで

第4 審査の着眼点

比率の算定基礎となった書類等が関係法令に準拠して作成され、その算定過程は適正か等を審査した。

第5 審査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について計数の照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、適正なものであると認められた。

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	— (20.0)
阿知和地区工業団地造成事業特別会計	— (20.0)

農業集落排水事業特別会計	—	(20.0)
病院事業会計	—	(20.0)
水道事業会計	—	(20.0)
下水道事業会計	—	(20.0)

(注) 括弧内の数値は、経営健全化基準である。

